

## 第1

# 子どもが健やかに生まれ、育まれる社会 を目指します

【子ども家庭分野】

## 1 短期集中的に保育サービスを拡充します

～保育所待機児童5千人の解消～

保育所待機児童の解消に向けて、多様な保育サービスを組み合わせ、年齢別の保育ニーズに見合ったサービスを提供するなど、平成20年度からの3年間で1万5千人分の保育サービスを整備する「保育サービス拡充緊急3か年事業」を実施します。

### 主な事業展開

- ◎◎ 待機児童解消区市町村支援事業【新規】 1,000 百万円
  - ・ 保育所の開設前家賃補助、初度備品整備といった保育所等の開設準備支援、事業者負担軽減のための開設準備経費補助の上乗せなど待機児童解消に向けた区市町村の取組を柔軟に支援する補助制度を創設し、0～2歳児の定員拡充につながる取組を支援します。[補助率 1/2 (重点支援3/4等)]
  - ※ 以下のいずれかに該当する区市町村については、補助率を引き上げ、重点的に支援します。
    - ① 0～2歳児について、4月1日現在の待機児童数以上の定員整備を行う区市町村
    - ② // 100人以上の定員整備を行う区市町村
  
- ◎◎ マンション等併設型保育所の設置促進 185 百万円
  - ・ 賃借物件の改修経費等を補助することにより、大規模マンション等に併設する小規模施設や保育所分園の設置を促進します。
  - [13か所 (負担割合) 都 1/4、区市町村 1/4、設置者 1/2]
  
- ◎◎ 認可保育所のサービス向上支援 42 百万円
  - ・ 入所定員の増、年齢別定員の見直し、0歳児保育の実施等、認可保育所のサービス向上・改善に向けた保育所の改修事業を支援します。
  - [7か所 (負担割合) 都 1/4、区市町村 1/4、設置者 1/2]
  
- ◎◎ 認証保育所等開設資金無利子貸付 300 百万円
  - ・ 開設準備経費等の無利子貸付制度により、事業者負担を軽減し、認証保育所等の設置を促進します。[上限額 30 百万円]

㊦〇 認証保育所開設準備経費補助の要件緩和【新規】

—

- ・ 「駅前徒歩5分以内」の補助要件を緩和することにより、区市町村の必要に応じた整備を可能とし、さらなる設置促進を図ります。

㊦〇 認定こども園の設置促進

包括補助

- ・ 認定こども園としての機能を十分発揮できるよう都独自の補助を実施するほか、設置促進のために経営コンサルタントの活用等を行う区市町村を支援します。[経営コンサルタントの活用等：補助率 10/10（平成 20～22 年度の 3 か年、子ども家庭支援区市町村包括補助事業）]

保育サービス拡充緊急 3 か年事業  
「3 か年で定員 1 万 5 千人分の保育サービスを整備」

	20 年度	21 年度	22 年度	合 計
認可保育所	1,700 人増	2,200 人増	2,600 人増	6,500 人増
認証保育所	2,130 人増	2,490 人増	1,880 人増	6,500 人増
認定こども園	480 人増	480 人増	540 人増	1,500 人増
家庭福祉員	152 人増	165 人増	183 人増	500 人増
合 計	4,462 人増	5,335 人増	5,203 人増	15,000 人増

(注) 認定こども園の定員数は、①幼保連携型を構成する幼稚園の保育に欠ける子  
②幼稚園型の保育に欠ける子どもの定員 の合計

㊦〇 保育人材確保事業【新規】

12 百万円

- ・ 保育士 OB 等の有資格者に対して、再就職支援研修・就職相談会を一体的に実施することにより、保育人材の確保を図ります。[受講者 400 人]

㊦〇 認証保育所等運営指導・研修の充実【新規】

23 百万円

- ・ 認証保育所の質の確保・向上を図るため、新設の事業者等に対して、保育士等の専門職を活用した運営指導を行います。
- ・ 認証保育所施設長研修、家庭福祉員研修等を実施し、保育の質の向上を図ります。

㊦〇 事業所内保育の推進

172 百万円

- ・ 企業におけるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に向けた取組を推進するため、事業所内保育施設を設置する企業等を引き続き支援します。

[平成 19～23 年度の 5 か年で計 120 事業所]

㊦〇 一時・特定保育事業の充実

519 百万円

- ・ 一時保育事業の実施主体を認証保育所に拡大するなど、地域における子どもと家庭の福祉の向上を図ります。

## ㊦ 病児・病後児保育事業の充実【一部新規】

389 百万円 包括補助

- ・ 病児対応型施設の設置促進を図るとともに、サービス向上や、定員増による受入枠拡大に向けた事業者の取組を支援します。【新規】〔一部子ども家庭支援区市町村包括補助事業〕
- ・ 病児対応型施設を核に、施設の利用や保育スタッフの派遣、看護師の巡回等をコーディネートして症状に応じた最適なサービスを提供する病児・病後児保育ネットワークの構築を支援します。【新規】〔子ども家庭支援区市町村包括補助事業〕
- ・ 病児・病後児保育施設を活用して、保育所等や利用者に対して病児のケアに関する技術的な支援や情報提供を行います。〔子ども家庭支援区市町村包括補助事業〕

### 認証保育所制度のさらなる設置促進と質の確保

- 大都市特有の保育ニーズに的確に 대응するため、0歳児保育や13時間以上の開所を義務付けるなどの都独自の基準による認証保育所の設置を促進しています。
- 利用者のニーズにマッチしたサービス内容が広く都民の支持を得て、425か所設置されています。(平成21年1月1日現在)
- 引き続き、多様な事業者の参入を図るなど、設置を促進するとともに、利用者が安心してサービスを受けられるよう、質の確保を図る取組を進め、サービスのさらなる充実を図っていきます。

#### 設置促進に向けた取組

##### ◇ 駅前5分の補助要件を緩和

「駅前徒歩5分以内」の開設準備経費補助要件を緩和することにより、区市町村の必要に応じた整備が可能となり、さらなる設置が見込まれます。

##### ◇ 開設準備のための新たな支援（待機児童解消区市町村支援事業）

開設前家賃や備品整備への補助、開設準備経費補助の上乗せなど、区市町村の地域の実情に応じた取組について支援します。

##### ◇ 開設準備経費無利子貸付制度の充実

現在 1,500 万円となっている無利子貸付の上限額を 3,000 万円に引き上げます。

#### 質の確保に向けた取組

##### 【都の取組】

##### ◇ 認証手続・審査の厳格化等

認証審査会への外部委員（公認会計士等）の活用や、申請書類等の充実（職員配置関係）を図るとともに、不適正な事業者に対する新規参入規制の検討を行います。

##### ◇ 運営指導・指導監督の充実強化

専門職（保育士・栄養士）を活用した運営指導を開設後早期に実施します。

職員配置、保育内容（給食等）、会計経理等についての指導監督基準の見直しや、機動的な検査体制の整備など、指導監督体制の強化を図ります。

##### ◇ 財務状況の確認

事業者には財務諸表の提出を義務付け、財務状況の確認を行います。

##### ◇ 研修の充実・人材確保の取組

施設長研修など、保育の質の向上に向けた取組や、再就職支援策による、人材確保を図ります。

##### 【区市町村との連携】

◇ 区市町村による事業者の選定手続について、都・区市町村相互の連絡調整を密にします。

◇ 補助金交付手続や、開設後の運営指導、巡回指導について区市町村との連携を強化します。

◇ 事業者との連絡会の実施などの区市町村の取組を促します。

##### 【事業者への働きかけ】

◇ 職員向けのアンケートなど事業者による自主点検の実施や、研修や情報交換会等の事業者団体による取組など、質の確保に向けた自主的な対応が図られるよう働きかけを行います。

## 2 安心して子育てができるよう様々な取組を推進します

### ～社会全体で子育て家庭を応援する取組～

安心・安全に毎日の子育てを行えるよう、子育て家庭を支援するためのサービスや環境づくりを進め、社会全体で子育て家庭を応援していきます。

#### 主な事業展開

##### ㊦ 子育て家庭の外出環境の整備 包括補助

- ・ 子育て家庭が気軽に外出できるよう、授乳やおむつ替えなどができる「赤ちゃん・ふらっと」を保育所や公共施設等、身近な地域に設置する区市町村を支援するほか、都立施設にも設置を進め、平成 22 年度までに 600 か所整備します。



##### ㊦ 親の子育て力の向上支援 包括補助

- ・ 子育てに不安を感じている親が子育ての知識を学び子育て仲間をつくるきっかけとなるグループワークの開催と、効果的なプログラムを実施するための人材養成について区市町村を支援します。[42 区市町村（子ども家庭支援区市町村包括補助事業）]

##### ㊦ 子育てひろばの設置促進と機能強化 包括補助

- ・ 住民に身近な場所で、子育てに関する相談や、子育てサークルの支援、家庭訪問等を行う子育てひろばの設置を区市町村に働きかけるとともに、地域の子育て支援拠点としての機能を十分発揮できるよう体制の強化と職員の資質向上を図ります。

[地域相談体制構築 25 区市（子ども家庭支援区市町村包括補助事業）]

##### ㊦ 総合的な放課後児童対策（放課後子どもプラン）の推進 423 百万円

- ・ 放課後子供教室\*と学童クラブ\*について、学校の余裕教室を活用するなどの一体的運営や行事を合同で行うなどの連携を進めることにより、子どもの安全で健やかな居場所を確保するとともに、学びやスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を充実します。

また、学童クラブの待機児解消及び大規模クラブの解消を図る区市町村を支援します。

\* 放課後子供教室（文部科学省）・・・全ての小学生を対象とする学びの場、体験の場、交流の場、遊びの場  
学童クラブ（厚生労働省）・・・保護者が日中家庭にいない小学 1 年から 3 年生を対象とする生活の場

##### ㊦ 「子育て応援とうきょう会議」の取組 51 百万円

- ・ 企業や NPO、大学、行政など幅広い分野で構成する「子育て応援とうきょう会議」を活用したフォーラムの開催やホームページなどにより、企業における働き方の見直しや子育て家庭に対する情報発信の取組等を進め、社会全体で子育て家庭を暖かく見守り、支援する気運を一層高めていきます。

### 3 特別な支援を要する子どもと家庭への対応を強化します

～要支援家庭の早期発見により子どもたちの健やかな成長を守る～

児童虐待などにより家庭で暮らせない子どもたちが増えていることから、養育家庭やグループホームなど社会的養護の受入体制を拡充し、きめの細かいケアを実践するとともに、要支援家庭を早期に発見し、必要な支援につなげることで、児童虐待の未然防止を図ります。

#### 主な事業展開

- 区市町村相談対応力の強化【一部新規】 包括補助
  - ・ 子育てにかかわる相談を担う子ども家庭支援センターの対応力をより一層強化するため、専門的な見地から助言・指導を行うスーパーバイザーを活用する区市町村を支援するとともに、身近な支援拠点である子育てひろばの体制等を強化します。  
[子ども家庭支援区市町村包括補助事業]
  - ・ 子ども家庭支援センターの虐待対応等の専門性を強化するため、児童福祉司任用資格者及び心理職の増配置について支援します。【新規】 [子ども家庭支援区市町村包括補助事業]
  
- 要支援家庭の早期発見に向けた取組 包括補助
  - ・ 母子健康手帳交付時や新生児訪問時等の機会を活用して、支援が必要な家庭の早期発見を図り、子育てスタート支援事業や保健所の個別指導、子ども家庭支援センターで実施する在宅サービスなど、適切な支援につなげる区市町村の取組を促進します。  
[62 区市町村 医療保健政策区市町村包括補助事業]
  
- 子ども家庭総合センター（仮称）の整備 1,308 百万円
  - ・ 児童相談所の機能を充実強化するとともに、福祉保健、教育、警察が連携し、親と子を総合的に支援する拠点として子ども家庭総合センター（仮称、平成 24 年度開設予定）の整備を進めます。また、開設時には、児童会館の機能を同センターに移転します。
  
- 家庭的養護の推進【一部新規】 2,966 百万円
  - ・ 養育家庭でより多くの児童が育まれるよう、乳児期からの養育を推進するとともに、グループホームの整備を引き続き行い、家庭的養護の一層の拡充に努めます。
  - ・ 養育者の住居において、小規模（5～6 人）で子どもたちを養育する小規模住居型児童養育事業（国型ファミリーホーム）を創設します。【新規】 [6 ホーム]

- ㊦○ 治療的・専門的ケア体制の充実【一部新規】 383 百万円**
- ・ 虐待等により問題を抱える子どもたちへのケアを充実させるため、精神科医師や心理担当職員を配置し、治療的・専門的ケアを行う専門機能強化型児童養護施設の規模を拡大するとともに、個別ケア職員を配置するなど、機能の充実を図ります。  
[専門機能強化型児童養護施設 29 施設]
  - ・ 重篤な情緒・行動上の問題を有する子どもの治療的養育・ケアを行う新たな治療的ケア施設について検討を行います。【新規】
- ㊦○ 児童養護施設等の人材育成【新規】 14 百万円**
- ・ 多様化するケアニーズへの対応力を強化するため、研修カリキュラムや人材育成モデルの研究・開発を行います。
- 子どもの権利擁護体制の強化 16 百万円**
- ・ 子どもの権利擁護専門相談事業の充実などにより、被措置児童等への虐待に対する権利擁護体制を強化します。
- 養護児童に対する自立支援機能の強化 275 百万円**
- ・ 3か所以上のグループホームを設置する施設に、入所児童の自立支援計画に対する助言などを行うグループホーム支援ワーカーを配置することで、自立を支える機能、体制を強化します。
  - ・ 再出発の支援が必要な児童に対して進路指導・学習指導・生活指導を行うグループホーム（再チャレンジホーム）を設置します。  
[平成 20 年度からの 3 年間のモデル事業（1 ホーム）]
  - ・ 施設退所者が社会に出た後、就職等の相談ができる場や同じ悩みを抱える者同士が集える場（ふらっとホーム）を提供し、退所者の孤立化を防止します。[1 か所]
- 家庭復帰支援の充実【新規】 1 百万円**
- ・ 区市町村における施設退所後の児童に対するアフターケア機能を強化することにより、家庭復帰支援体制を充実します。
- 自立援助ホームの充実 338 百万円**
- ・ 自立するための援助が必要な施設退所者等を入居させ、相談、指導等を行う自立援助ホームの機能の充実を図ります。[18 ホーム]